

居宅介護支援重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスの相談窓口

電話：03-3410-8661 担当：市村 龍子

2. フレンズ介護保険サービスの概要

事業所名	フレンズ介護保険サービス
所在地	〒154-0003 東京都世田谷区野沢3-25-10
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1371202241)
サービス提供地域	世田谷区
管理者	主任介護支援専門員、社会福祉士
介護支援専門員	1名 以上
	(その他の保有資格・重複有) 主任介護支援専門員 1名
	社会福祉士 1名 介護福祉士 1名
営業時間	月～金 営業時間8時30分～17時00分
休業日	相談窓口は17時30分まで受け付けます。 土・日・祝祭日、12月29日～1月3日

3. 居宅介護支援の内容

- 利用者を宅を訪問して面接し、自立に向けた課題の把握・分析を通じて適正な居宅介護支援計画(ケアプラン)の作成・変更を行います。
- 随時サービス事業所への照会・サービス担当者会議の開催を通じて、ケアプラン作成におけるサービス担当者の専門的な意見を求めます。
- 最低月一回程度訪問し、サービス実施状況の把握を行うと共に、利用者、家族、事業者と継続的な連絡をとり、必要に応じて、変更等の便宜を提供します。
- 居宅介護支援に係わる事業所の義務について
・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めます。
・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活状況に係わる情報のうち、必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画書を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
・指定居宅支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。

4. 居宅介護支援 利用料金

- 利用料：要介護または要支援を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただきます。なお保険料納付後、支払い証明書を世田谷区の窓口に提出することにより、払い戻しが受けられます。
居宅介護支援費 要介護1・2 12,266 円 要介護3・4・5 15,937 円

加算費用(対象月のみ)

初回加算	3,420 円
入院時情報連携加算(I)	2,280 円
入院時情報連携加算(II)	1,140 円
退院・退所加算	5,130～10,260 円
通院時情報連携加算	570 円

- 交通費：世田谷区内への訪問は無料です。それ以外の地域に訪問や同行する場合は実費をいただきます。
- 解約料：利用者の意思で、いつでも解約することができ、料金はかかりません。

5. 社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

高齢者が安心して地域に住み続けられるよう、適切な援助サービスを総合的に提供し、高齢者の尊厳ある生活の実現をめざします。

(2) 居宅介護支援の実施概要

計画作成のソフト	「ケアマネくん」 日本ケアコミュニケーションズ
課題分析	竹内式アセスメント 等
介護支援専門員研修	東京都及び世田谷区実施の現任研修、その他

6. 個人情報の取扱および秘密の保持について

- 業務上知り得た利用者及び、家族の情報については秘密を保持します。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容及び、業務上知り得た個人情報については、情報システムの安全性・信頼性の確保に努め、事業所の下で厳重に保管・管理します。事業者は、個人情報を利用者のサービス・健康管理の目的以外には使用しないこととします。使用する場合にも、予め利用者及び家族の同意を得ます。

7. サービス内容に関する苦情

- ①フレンズ介護保険サービスの苦情相談窓口
苦情受付担当：市村 龍子 03-3410-8661
苦情解決責任者：早坂 律夫 03-3422-7211
第三者委員：馬場純子(元専修大学人間科学部教授)
大澤康代(民生委員、児童委員、青少年下馬、野沢地区委員))
波木井順子(民生委員、児童委員)
- ②介護保険に対する苦情
世田谷区の保健福祉課・介護保険課 03-5432-1111(代)
東京都国民健康保険団体連合会・苦情相談窓口 03-6238-0177

8. 虐待防止

- 事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。
・虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について事業所内で周知徹底する。
・虐待防止のための研修会を実施する。
・虐待防止責任者の設置
虐待防止担当者 フレンズ介護保険サービス管理者 市村 龍子
虐待防止責任者 日本フレンズ奉仕団 事務長 早坂 律夫

9. 社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団
代表者役職・氏名	理事長 小原 真知子
本部所在地	東京都世田谷区下馬2-21-11
電話番号	03-3422-7211
事業所数	居宅介護支援事業所 1箇所 通所介護事業所 3箇所 介護老人福祉施設 1箇所 短期入所生活介護事業 1箇所 地域包括支援センター 2箇所
世田谷区委託事業	

当事業所は居宅介護支援等の開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて、重要事項の説明と交付を行いました。

所在地：東京都世田谷区野沢3-25-10
事業者名：社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団
フレンズ介護保険サービス
説明者：市村 龍子

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援等についての重要事項の説明を受け、同意し受領しました。

令和 7 年 月 日	
住所	
氏名	印
代理人	
住所	
氏名	印
利用者との続柄	

居宅介護支援契約書

____様（以下「利用者」といいます。）とフレンズ介護保険サービス（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が、利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整、その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

1. この契約期間は令和7年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

第4条(居宅サービス計画の支援)

- 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。
- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
 - ② 介護支援専門員は、利用者または家族の希望を踏まえ、公正中立な立場から、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
 - ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成します。
 - ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
 - ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(経過観察・再評価)

- 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。
- ① 利用者及び家族と毎月連絡を取り訪問、経過の把握に努めます。
 - ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条(要介護認定の申請に係る援助)

1. 事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます。）の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条(サービスの提供の記録)

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受ける事ができます。
4. 第12条第1項から第3項までの規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条(料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は「居宅介護支援重要事項説明書」のとおりです。

第12条(契約の終了)

1. 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定

居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3.事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信任を行った場合、文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約することができます。

4.次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第13条(秘密保持)

1.事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2.事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ

3.事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を

第14条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条(身分証提示義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置つけた指定居宅サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第17条(普管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条(信義誠実の原則)

- 1.利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2.本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上で

第19条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約並びに重要事項説明を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 7 年 月 日

事業者 <事業者名> フレンズ介護保険サービス (指定番号：1371202241 東京都) 印
<住所> 世田谷区野沢 3-25-10
<管理者名> 市村 龍子
<説明者> 市村 龍子

利用者 <住所> 印
<氏名>

(代理人) <住所> 印
<氏名>